

健都クラスター推進協議会規約（案）

第 1 章 総則

（名称）

第 1 条 本会は、健都クラスター推進協議会（以下「本会」という。）という。

（目的）

第 2 条 本会は、北大阪健康医療都市（以下「健都」という。）における国立循環器病研究センターや国立健康・栄養研究所を中心とした、健康・医療のクラスター（以下「本クラスター」という。）形成を推進することを目的とする。

（事業）

第 3 条 本会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- （1） 健都内外との有機的連携方策に関する協議・調整
- （2） 本クラスターの広報活動
- （3） 本クラスターへの企業等に対する立地インセンティブに関する協議・調整及び誘致活動
- （4） 本クラスター形成の維持等に関する課題等の協議及び課題解決に向けた対応への協力
- （5） 本クラスター形成に関する進捗状況把握・現状評価
- （6） 第 1 号から第 4 号に掲げる事項に関する構成団体間の連絡調整
- （7） 前各号のほか、本会の目的を達成するために必要な事業

第 2 章 構成団体

（構成団体）

第 4 条 本会の構成団体は、別表のとおりとする。

第 3 章 会議

（設置）

第 5 条 会議は、事務局が招集する。

2 必要に応じて、関係団体及び機関の出席を求め、その意見を聴取することができる。

3 本会は、必要に応じて、部会を設置することができる。

第 4 章 事務局

（事務局）

第 6 条 本会の事務局は、大阪府に置く。

第 5 章 規約

（規約の変更）

第 7 条 この規約の変更は、本会に諮って決定する。

（その他）

第 8 条 この規約に定めるもののほか、本会の運営に関し必要な事項は、本会に諮って定める。

附則

この規約は平成 30 年 6 月 14 日から施行する。

別表（第4条関係）（50音順）

大阪府
厚生労働省
国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所
国立研究開発法人国立循環器病研究センター
吹田市
摂津市